

保護者の皆様

小平市立鈴木小学校
校長 細萱 希彦

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年9月8日付けで東京都福祉保健局感染予防対策部から「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」の通知がありました。

本校では令和4年9月1日に「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準について」でお知らせしておりますが、上記の通知により一部変更となりました。

つきましては、これらの改正内容について出席停止期間を表にまとめました。裏面にてお知らせします。必要に応じてご活用ください。

<主な変更点>

有症状者について発症日を0日として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から登校できることといたします。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動を徹底することが求められています。

また、無症状者（無症状病原体保有者）については、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）から登校できることといたします。

学校では、手洗い・消毒、換気、話すときのマスク着用、人との距離など今まで習慣化してきた感染症対策を引き続き行っていきます。

ご家庭におきましても、毎朝の検温と健康観察を行い、のどの痛みや咳、頭痛など体調がすぐれない場合は、登校を控えてください。感染症の陽性者および濃厚接触者であるとき「登校許可書」の提出は不要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止および在籍児童の安全確保のため、登校の目安をご確認のうえ、登校するよう改めてお願いいたします。

【問い合わせ】

小平市立鈴木小学校
副校長 長坂 美貴
042-324-3661